

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月2日（月）午後1時30分から午後1時58分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 43（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
		20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
		8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
		20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子		
23 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員（4名）

農業委員 19番 山口 一光

最適化推進委員	7 番	梶原 茂夫	1 9 番	松本 武雄
	2 2 番	山田 悌示		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

2 番	大島 博雅	3 番	大塚 武司
-----	-------	-----	-------

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 3 号	農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による報告について
報告第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第 5 号	諸証明について
報告第 6 号	農地法第 4 ・ 5 条許可について
報告第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可申請の取消願について
報告第 6 号	農地の転用事実に関する照会に対する回答について (令和 6 年 7 月 16 日～令和 6 年 8 月 15 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号	宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	岩見 藤三郎
------	--------

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 23 名、農地利用最適化推進委員 20 名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和 6 年 9 月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、山口委員、梶原委員、松本委員、山田委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に大島委員、大塚委員を指名いたします。

まず、報告第 1 号から第 8 号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第 1 号から第 8 号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 7 ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は11件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書7ページから8ページに記載しておりますので、確認をお願いします。事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《石城戸委員》

51番について説明します。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇のため◇◇◇◇さんに◇◇◇◇で話がまとまったものです。問題ないと思います。

《小清水委員》

52番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、◇◇◇◇でございます。この度◇◇◇◇につきまして、◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんに◇◇◇◇ということになりました。◇◇◇◇さんも熱心に農業の方やられておりますので、何ら問題ないかと思えます。以上です。

《加賀山委員》

53番について説明します。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇ということで、耕作をしてくれる人を探していましたが、熱心に耕作をしておられる◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇ということで、話がまとまりました。◇◇◇◇になりました。何ら問題ありません。

《森崎委員》

54番について説明いたします。借受人の◇◇◇◇さんと貸出人の◇◇◇◇さんは◇◇◇◇にあたりまして、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇です。何ら問題もないと思います。

《渡邊鉄雄委員》

55と56番、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんについては、◇◇◇◇において登記上に不備がありまして、今回双方が同意して変更するということを聞いておりますので、何ら問題ありません。

《松浦委員》

57番、58番について説明したいと思います。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇で耕作ができませんということで、耕作者を探しておりましたら、近所にお住まいの◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんが、あと管理してやるということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇さんも農業されておまして、全然問題はないと思います。以上です。

《竹葉委員》

59番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇になります。◇◇◇◇さんは、農地管理が大変であるため処分したいと思い、◇◇◇◇さんに声掛けし、◇◇◇◇がまとまりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組まれており、問題ありません。以上です。

《上甲委員》

60番について説明します。◇◇◇◇さん所有の農地と◇◇◇◇さん所有の山林を交換することで、話がまとまりました。◇◇◇◇さん所有の農地の◇◇◇◇でございます。◇◇◇◇ですが、農業を元気でやっていますので問題ないと思います。

《赤松委員》

61番、ご説明させていただきます。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇に住んでいて、◇◇◇◇の畑は不便だということで、◇◇◇◇で、◇◇◇◇さんに◇◇◇◇になりました。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。59の譲渡人と報告第7号、この農地法3条の取消の譲渡人も同一人物となっておりますが、この59号の契約が成立したために、この◇◇◇◇さんとの契約がなくなった、という解釈でよろしいでしょうか。

《 会 長 》

事務局お願いします。

《山下係長》

はい、失礼します。先に、合意解約のところが先になります。当時◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんとの◇◇◇◇がまとまってたんですが、◇◇◇◇の手続き、◇◇◇◇の手続きの方も進んでなくて、ということになりました。それでもう、◇◇◇◇さんの方も、契約不履行だということで、この内容をもう白紙にしましょうということで、合意解約となりました。その後に、今回のこの59番、◇◇◇◇さんの方が◇◇◇◇というところに話がまとまりました、という形になります。

《井上和久委員》

分かりました、ありがとうございました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、今月の申請は一般個人住宅が 1 件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。10 ページに位置図を添付しております。転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

4 番について説明させてもらいます。地目はこれ、◇◇◇◇になっとったんですが、そこへ◇◇◇◇を建てていたものです。◇◇◇◇に◇◇◇◇を建設し、令和 2 年に◇◇◇◇、◇◇◇◇に地目の変更ができてない、なされてなかったのが分かりまして、今回なったものなんです、それでも当然、地目変更してないんで始末書の提出も出されております。あと、今日、現地確認で一応事務小清水会長以下 5 名ですね、現地の方を確認しております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することといたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は資材置場
が1件、分譲宅地が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。12ページに
位置図を添付しております。転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査
書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《船田委員》

15番について説明します。これは、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受
けて◇◇◇◇にする、という申請です。この案件については今日9月2日に、会長さ
んはじめ、関係者にて現地調査を行っています。この農地を転用することによって周
辺に被害はなく、問題はないと思います。以上です。

《武内委員》

はい、失礼いたします。16番について説明をいたします。◇◇◇◇が所有の土地
をグ◇◇◇◇さんが譲り受け◇◇◇◇とする、という案件です。こちらの案件につ
きましては本日午前中、会長をはじめ、関係者の方々と現地調査を行っております。こ

の農地につきまして、転用することで周りへの被害等の影響もないということで、特に問題はないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書13ページをご覧ください。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。

宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。番号5、申請者は左近友治さんです。

除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。農用地区域から除外した後、植林を目的とした農地法4条を申請予定としております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《清家委員》

失礼いたします。この案件ですが、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんが◇◇◇◇に、◇◇◇◇に◇◇◇◇てから◇◇◇◇を放棄してしまして、◇◇◇◇というような格好なんです。そこに、どっちやったかな、下の方の◇◇◇◇、こちらの方にはもう木を

植えられておりまして、植林をしておるそうです。それから◇◇◇◇については、もう雑草地というか、雑木林という形で、今から竹やぶなどを切って植林するか、というような形でなっております。

これも本日、会長をはじめ事務局と現地を調査いたしまして、農振地域ですが、周りを見ても◇◇◇◇がたくさんあったところなんですが、ほとんどの◇◇◇◇がもう、今なくなっておりまして、もう農振から外してもいいんじゃないかというふうに思いましたので、ここにこういうふうに提示させていただきました。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書15ページをご覧ください。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年9月9日となっております。

1ページめくっていただきまして、16ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規1件2,003.00㎡、更新15件13,262.00㎡、計16件15,265.00㎡となっております。所有権の移転につきましては、宇和島地区で1件102.00㎡、吉田地区で1件3,699.00㎡、計2件3,801.00㎡となっております。今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《加賀山委員》

60番について説明します。60番については更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは、真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するということで、問題ありません。

《井上惣一委員》

61番について説明します。これも更新です。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが◇◇◇◇、◇◇◇◇を作っております。◇◇◇◇さん真面目にやれるとの方ですので、何ら問題ないと思います。以上です。

《小清水委員》

62番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でございまして、◇◇◇◇君が真面目にやってるんですが、彼が◇◇◇◇を耕作しております。更新の案件でございまして、何ら問題はないかと思っております。

63番につきましては、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇に住んどったんですが、現在の方は、◇◇◇◇に住居を移転しております。◇◇◇◇の方高齢でございまして、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇されまして、現在、畑の方を増やしているような状況でございまして、今回話がまとまりまして、◇◇◇◇君が耕作するということでございまして、何ら問題はないかと思っております。以上です。

《和田委員》

64番から75番についてご説明いたします。◇◇◇◇に伴う加工用果実の生産拡大を目的に、◇◇◇◇年より、三浦豊浦地区に耕作放棄地を◇◇◇◇が借り受け、◇◇◇◇を栽培しています。10年の終期を迎え、継続して利用権を設定することになりました。更新ですので、何ら問題ないと思います。

《舩長委員》

18番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇と考えておりました◇◇◇◇さんとの間で話がまとまりまして、◇◇◇◇というものです。◇◇◇◇さん真面目に農業されてる方なので、問題ないと思います。

《河野秀雄委員》

失礼いたします、19番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇さんに耕作をお願いするとか、◇◇◇◇ということで話がまとまりました。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、渡邊鉄雄委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。渡邊鉄雄委員の入室を認めます。

以上で令和6年9月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
